〇〇県地域のエネルギー活用基本条例案

（目的）

第一条　この条例は、本県における再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進（以下「地域のエネルギー活用」という。）について、基本原則を定め、並びに県、市町村、事業者、県民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、地域のエネルギー活用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域のエネルギー活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域社会の持続可能な発展及び県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源から得られるエネルギー（燃料、これを熱源とする熱及び電気をいう。以下同じ。）をいう。

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

六　前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。

２　この条例において、「省エネルギー」とは、エネルギー使用の節約及び効率化を図ること並びに廃熱を回収利用することをいう。

（地域のエネルギー活用の基本原則）

第三条　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が地域の自然的社会的条件によって異なることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じた形で進められなければならない。

２　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が地域固有の資源であることにかんがみ、地域に根ざした主体によって地域の発展に資するように進められなければならない。

３　地域のエネルギー活用は、そのための設備の設置等に伴って環境への影響が生じるおそれがあることにかんがみ、環境への影響が可能な限り小さくなるように進められなければならない。

４　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が自律分散的に得られるものであることにかんがみ、非常時における地域住民の安全や安心の確保に寄与するように進められなければならない。

５　地域のエネルギー活用は、県、市町村、事業者、民間団体及び県民が、それぞれ地域の自然的社会的な背景を理解するとともに、地域のコミュニティの形成に寄与するように進められなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める地域のエネルギー活用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、地域のエネルギー活に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、市町村が実施する地域のエネルギー活用に関する施策について、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3　県は、自ら率先して地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用に関し、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2　市町村は、自ら率先して地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、基本原則にのっとり、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（電気事業者の責務）

第七条　電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第２条第１項第２号の一般電気事業者、同項第６号の特定電気事業者及び同項第８号の特定規模電気事業者は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（県民及び民間の団体の責務）

第八条　県民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う地域のエネルギー活用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（国等との連携等）

第九条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体及び大学その他の研究機関と緊密な連携を図るとともに、市町村、事業者、県民及び民間の団体の相互の協力の促進に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第十条　知事は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域のエネルギー活用に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、地域のエネルギー活用について、本県の地域特性に即した総合的かつ長期的な目標及び施策に関する基本的事項を定めるものとする。

3　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学習の推進及び普及啓発）

第十一条　県は、地域のエネルギー活用の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、地域のエネルギー活用に関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

（県民、事業者、民間の団体の自発的な活動の促進)

第十二条　県は、県民、事業者又は民間の団体が行う地域のエネルギー活用に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（技術の向上と関連産業の振興）

第十三条　県は、地域のエネルギー活用に寄与する事業活動に対して、必要な支援を行い、技術の向上を図るとともに、関連する産業の振興に努めるものとする。

（調査の実施及び情報の提供）

第十四条　県は、第十二条に規定する自発的な活動への支援及び前条に規定する産業の振興に資するため、地域のエネルギー活用の状況に関する調査を実施するとともに、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（表彰等）

第十五条　県は、地域のエネルギー活用を図るため、これらに関して特に功績があると認められる者に対し、表彰等必要な措置を講ずるものとする。

（県民意見の反映）

第十六条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。

（国際協力の推進）

第十七条　県は、地域のエネルギー活用に関する国際協力を推進するため、情報収集、技術提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十八条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第十九条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。